

## 令和7年第9回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和7年9月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和7年9月10日(水) 午後2時45分

3 場所 総社市役所6階 会議室602, 603

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
14番 渡邊 則文	15番 小西 忍

欠席 1人

10番 在間 洋則

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	武田 治紀	大森 安男
竹内 功次	赤木 謙介	大月 泉		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 石川 浩二 主任 新谷 紗季子 主事 角田 祥

7 議事録署名委員

12番委員 13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

## 第2 会期の決定

### 第3 付議事件

議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第33号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第24号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第25号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

## 9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

## 10 議事経過の概要

次のとおり

### 開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和7年第9回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席1です。そして農地利用最適化推進委員が8名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願い申し上げます。

### 【議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第31号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局をお願いします。

(主事) 【議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号47番】

(農地担当) それでは47番、美袋の件ですが、この件は、先月の総会で保留となった案件です。地元委員の説明をいたします。

(4番委員) この件は、疑義はないと思いますが、詳細につきましては大月委員からお願いします。

(大月委員) 前回の総会后に、受人とも十分お話しして、農地の管理は十分していくということでございます。それから農地パトロールで、ここ1週間ぐらい回っているんですが、その時にも申請地を見させていただきましたが、十分管理されておりましたので、このままやってくれということで、受人の方にはお話をさせていただきました。それでやりますということでございましたので、よろしく審議のほどお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号49番】

(農地担当) 続きまして49番、山田の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員) 渡人は●●に住まれて、以前から受人に申請地の耕作をお願いして、受人が水稻を作付けしている農地です。申請地の隣には、受人のお父さんが所有されている田があります。受人はあぜを撤去して一面として耕作をしてきれいな稲を作られていました。渡人は、緊急にお金が必要となり、自身が所有のこの農地を売却することになりました。受人は、以前から耕作している農地が他人名義になっても困るなど思い、購入することになりました。受人が耕作している水田は、日々手入れをされて水田の管理が良くできています。地元とすれば今までと同じように耕作していただけたと思います。特に問題ありませんので、審議の方よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは赤木委員、補足がありましたらお願いします。

(赤木委員) 補足はありません。ご審議をよろしくをお願いいたします。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。49番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、49番は許可されました。

【受付番号50番】

- (農地担当) 続きまして50番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地は冬季地目は田ですが、現状はビニールハウスが建っており、ぶどうを作っております。受人は、渡人から土地を借りて3年ほど前から本格的に農業を始めておられました。元●の職員で、息子さんも●●に新規就農ということで始められて、息子さんの桃作りを手伝いながら秦地区でぶどう作りをしておられました。この度、渡人が農業をできる状態ではなくなったということで、作っておられた受人の方に農地の購入を勧めたところ、受人もこの地で農業をやりたいということで、地元の秦の●●にも入会されております。また、受人はつい最近なんですが、認定農業者の方にも申請をされまして、農業には積極的な方でおられます。私も受人のことは知っておりますし、全然問題のない方のように思いますので、ご審議の方をお願いします。
- (農地担当) 大森委員、補足があればお願いします。
- (大森委員) 先ほど8番委員から説明のあったとおりで付け加えることはありませんが、先ほどのビニールハウスでぶどうを作られているということですが、あの3年間、周辺の隣地の田にも全く影響を与えることなく、きれいに管理されておりますので、地元といたしましては問題のない案件だと思っております。よろしく願いいたします。
- (農地担当) 受人の居住地区が地区外となっております。何かございましたらお願いします。
- (11番委員) この受人は、息子さんが作っておられる桃畑にも収穫の手伝いに来られています。今日も来られていました。それで聞きますと、受人は男ばかり3人で農業をされておられて、桃を作られている方が1番下ということで、あと後継者も、息子さんがいらっしゃるんで、将来的にも管理していただけるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- (農地担当) 竹内委員、何かございましたらお願いします。
- (竹内委員) 11番委員のご説明の通りでございます。補足はありません。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。50番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番】

(農地担当) 続きまして51番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) 申請地は、地目が畑で面積が●㎡ぐらいあるんですが、渡人から受人への贈与による農地所有権移転の申請でございます。渡人と受人は親族にあたる方でして、一部、数年前に渡人の土地を受人が購入するというので、面接案件でこちらの農業委員会で面接をした経験がありますということをおっしゃられておりました。その後ですが、その所有している農地ですが、月に3、4回こちらの方に来られて、農地の管理の方はされているようです。地元の農地流動化推進員にお聞きしますと、そのような返答いただいて、農地の管理はできておりますし、今回の贈与による申請地は渡人の家のすぐ隣にありますので、一段と管理をしてくださる方であるなということで地元の方からも大丈夫でしょうという話を聞いております。ちょっと一部、第三者に農地流動化でお貸ししているところがあったんで、そのことも聞いてみたんですが、地元の農業委員としては別段問題がない案件であると考えました。審議の方よろしくをお願いします。

(農地担当) 大森委員、補足があればお願いします。

(大森委員) ただいまの説明のとおりでございますけれども、受人はこちらにも数枚の畑を持たれておまして、その現況も一緒に確認しましたが、荒らすことなく、週1ぐらいで管理されているので、問題なく継続していただけるかなと思っていますし、受人の住所は●●市ですけど、近隣にも自分の畑を持たれておまして、そこもきれいに耕作されているということから、問題なくやっていただけると思っています。よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番】

(農地担当) 続きまして52番、三須の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) 渡人と受人は地元が同じで、地元の役員もされていますので、知り合いでありまして、それで受人が持っている農地があるんですが、ここは法面があって高くなった所なので上

がるともなくてされていたんで、そういう話をしたら、この下が渡人の土地でありまして、渡人は何年も前から人に作ってもらってまして、今畑として桃を植えています。もう、その桃を植えたままで購入されるということで、両方が納得したそうです。受人が今持たれているのは、豆トラと軽トラ、草刈機2台で、結構やっています。受人がもたれている農地は●畝ほどなので、そこへ結構たくさんの桃を植えていらっしゃいました。その3分の1ぐらいを畑にして、あとは今桃が植えてありますんで、その間にいちじくでも植えたいということで、ちょっと●反ほどあるんですが、広々なんですけど、頑張ってやるというやる気十分の返事をもらいましたんで、地元としては何ら問題ないと思いますんで、審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、52番は許可されました。

#### 【受付番号53番】

(農地担当) 続きまして53番、刑部の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 刑部の中心地、●●の真横にある三角地と言いますか、筆を切った時にできたような残地のような農地でございます。詳しくは地元推進委員でございます茅原委員、よろしくお願ひいたします。

(茅原委員) この件ですけれども、受人と渡人はご近所同士でございます。この度の申請地は●●㎡と非常に小さくて三角形をしております。この辺りの隣接地で畑をされております受人に所有権を移転するという事で申請となっております。ここは元々、道が通った時の残地のような、三角形の小さい田というか畑というか。現況は柑橘が1本と里芋が植わっているような感じですけども、ちょっと小さいし、耕作もしにくい、使い勝手が悪いところですので、隣接する畑を耕作している受人が一体利用していただけたらということでございます。受人は刑部中心に、田が●反、畑を●反ほどされておまして、耕作状況を確認しましたが何も問題はございません。地元としても問題ないと思っておりますので、どうぞ審議よろしくお願ひいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、53番は許可されました。

#### 【受付番号54番】

(農地担当) 続きまして54番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件の受人の方は、地元で営農発電を大規模に手掛けておられます。農地についても意欲的にこれまで取得をしてきておられまして、今回もそういったことから自宅近くの農地でもあり、取得しようとしての申請になっております。地元では別段の問題はないと聞いておりますが、詳しくは地元推進委員から願いたいと思います。

(農地担当) それでは武田委員、お願いします。

(武田委員) 今回の申請地ですが、長いこと耕作放棄地で周りもほとんど耕作放棄地でした。隣接地が、何年も近くで産業廃棄物の仕分け作業をする事務所と駐車場にしていまして、騒音で近くの住人と争いがあり困っていましたが、昨年の農業委員会で許可した近くの●●川沿いの土地に作業場が移転したので、今までの作業場と従業員の駐車場を片付け、隣接する申請した今回の農地も一緒に受人に買ってもらうことになりました。受人はこの申請地から家が50mぐらいで近く、現在、太陽光施設の下で畑を作っていますが、そこからも100mぐらいと近く、渡人が無理を言って受人に承諾してもらったようです。今現在、受人が草刈りをして片付けておられました。今後、畑作をして出荷する予定でおるそうです。地元としては何も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

#### 【受付番号55番】

(農地担当) 続きまして55番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 総社となっておりますが、先ほど●番の件があったところから、道を挟んで南に下った、新しくできた道沿いの農地でございます。何年か前に申請が出て、この理由のところにありますが、今回の渡人が花苗生産のために取得した農地でございます。今回そこから受人への所有権移転となっております。詳しくは地元推進委員から願いたいと思います。

(茅原委員) この案件ですけれど、申請地の北側に宅地がございます、こちらの宅地を今回の受人

が既に取得されておりまして、娘さんの家を建設中でございます。将来的にはそこへ娘さんの家が建つわけですけども、今回の申請地はその南側に隣接する田んぼになりまして、ここを取得して家庭菜園というか、畑をやりたいということで申請がでております。ここで家庭菜園ができれば、娘さんの家族ともコミュニケーションも取れますし、農機具等の管理もしやすいし、休憩もできるので是非ともここでやりたいということです。現在受人は●●の方にお住まいで、この申請地から約700m程ですので、車で3分程度なので通作には問題ないかと思えます。また、受人は今は畑をされてませんが、昔から実家の農業を手伝っておりましたので、農業歴が50年はあるということです。また、小型の耕運機や草刈機等は所有されておりましたので、耕作には問題なからうかと思えます。元々、ここは田でちょっと水が溜まりやすいので、将来的には若干土を入れて畑にして、トマトやきゅうり、白菜、また柿とかも植えたいと言われておりました。先ほど3番委員からお話ありまして、この土地は1年ちょっと前ぐらいに今回の渡人に所有権移転されておりまして、渡人は、●●で花屋をされている方なんですけど、前の話ですと、ここを総社の店を展開する拠点にしたいという話ではあったんですけど、この土地を取得した後に、ちょっとあまり向かないなというのを感じられて、この度手放すことになったようでございます。地元としては特に問題がありませんので、どうぞご審議よろしく願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

### 【議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第32号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

### 【受付番号19番】

(農地担当) それでは19番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 現状では東が道、水路があります。西が宅地、南と北で田であります。この土地につき

まして、東側に水路があります。その水路につきましては、蓋をして使用するということをございますので、現状について問題はないと思われるのでよろしくお願います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 受人ですが、奥さんの実家が●●の●●団地だそうです。近くに探してたところ、今回の申請地となりました。子供さんもいらっしゃったりして、地元としてみれば人口も若い人も増えるということで問題ないと思いますので、よろしくお願います。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 地元として人が増えてうれしく思っております。審議の程よろしくお願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

#### 【受付番号20番】

(農地担当) 続きまして、20番、山田の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) この件につきましては、東は山で水路がございます。西は道路、南は墓地、北は山で水路がございます。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) 受人はお墓がありませんので、●●とか●●などを探して、結局山田に決めましたということです。地図を見てもらえれば、太線で書いてるところがお墓がざっと並んでいるところです。この申請地は下に傾斜しているところの1番上の農地です。申請地は、作物を作れるような農地ではありません。既存のお墓に障害が出て困りますので、しかし、なぜ●●の人が山田にと思われませんが、この農地の渡人は、受人のおばさんにあたります。この農地の南側に近接するお墓は渡人のお墓が建てられています。ということで、お互いに協力してお墓を守っていきますと言っておられました。地元とすれば問題はないと思います。審議の方よろしくお願います。

(農地担当) 赤木委員、補足はありますでしょうか。

(赤木委員) 補足はありません。審議の程よろしくお願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と  
いうことで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。

#### 【受付番号21番】

- (農地担当) それでは21番、岡谷の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南は宅地、北が道路です。転用した場合の周辺  
農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 場所は●●公民館の●●分館から南へ●●mほど、近年住宅建築が進む地域です。現況  
につきましては、先ほど報告があったとおりでございます。申請地の東側には、従来から  
素掘りの水路がありましたが、改修されて用水が確保されておりますので、用水についま  
しては支障ありません。排水、日照・土砂の流出等につきましても申請地周辺を確認いた  
しましたが支障がないものと判断いたしました。以上から地元としましては、特に問題な  
い案件と考えておりますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、おおむね500m以内に、2以上の医療施設、公共施設があり、かつ  
上下水道管が埋設され、要件を満たしている道路の区域にある農地ということで、第3種  
農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

#### 【受付番号22番】

- (農地担当) それでは22番、岡谷の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南は宅地、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 場所は●●公民館の●●分館から東へ200mほどの農地です。受人が申請地の南の古民家を購入し改装しまして、今年の7月に不登校の子供などの居場所のフリースクールを開設されておりますが、施設利用者及びスタッフの駐車場が不足したことから、今般、この申請地を露天駐車場として所有権移転するものです。現況は先ほど報告があったとおりでございます。用水につきましては、申請地の南西側を水路が北に向かって通っており支障はありません。また、排水、日照・通風、土砂の流出につきましても、申請地の周辺を確認いたしました。支障ないものと判断いたしました。以上から、地元といたしましては問題ない案件と考えておりますので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

#### 【受付番号23番】

- (農地担当) それでは23番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。ですが、この農地につきましては、現在、倉庫が建っております。この倉庫をそのまま修理しながら使用して農機等を収めたいということでございます。これにつきまして始末書が提出されているようです。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この案件でございますが、まず所在地といたしまして、新しい大きい道にある●●から南へちょっと入っていったところでございます。ただいま現地調査の方にございましたとおり、是正の案件でございます。詳しくは地元推進委員から願います。
- (最相委員) この土地は、長らく持主の方が亡くなってから相続された方がそのままにして放置されていたようです。現在は、農機具を置く場所と書かれているんですが、大変大きな木が茂ってまして、とても農機具を置くような場所ではなく、非常に荒地になっています。で

すが、このまま放っておくより受人が買われて、農機具を置くようにされるのであればいいのかなど。その方が周りの住民の方はいいのかなと思います。その辺はちょっと私の判断ではできませんので、皆さん、よろしくご審議ください。

(農地担当) ただいま最相委員からご説明ありましたように、先代と言いますか、先々代と言いますか、その時代に倉庫が建てられているようでございます。始末書の方も出ておりますが、築60年ぐらいの倉庫のようでございます。現状といたしまして、新たに建築物を建てるような案件でもございませんので、例えば最相委員のお話にありましたように、荒れ果てるよりはそのまま倉庫利用として所有権移転される方が、地元としては問題は少ないかなとは考えておりますのでよろしくお願いいいたします。それでは、事務局より補足説明をお願いいいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、倉庫部分につきましては、是正のため、始末書が添付されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

### 【議案第33号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当) 続きまして議案第33号、農業振興地域整備計画の変更等について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいいたします。

(主事) 【議案第33号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】

(農地担当) ただ今事務局より説明がありました、農振地域整備計画の変更でございます。農振除外の申請でございます。今回、8件出てきておまして、先月の22日に運営委員会の方で現地の調査をしております。その調査の内容につきまして、7番委員より発表の方お願いいいたします。

(7番委員) まず、総社の1番ですが、これにつきましては是正ということで出ておりますが、現状もう既に墓石が建って墓地となっておりまして、長年、墓地として利用してきたというところのようでございます。周辺にも墓石が建っておりまして、広い農地の中の一部というところで、今さらどうしようもないというようなところで、これは致し方なしということでいくしかないのかなという風に思います。それから2番ですが、これには●●へ行く途中、道沿いのところ。●●がある敷地の南の道路沿いの角に当たるところでして、周

圃には農地が全くございませんし、今までこれが農地で残っているのが不思議なような位置でございます、これの用途としては駐車場として使われることのようにございますので、周辺に農地はありませんし、問題はないと思っております。それから3番ですが、現在は既に田の状態ではなくて、農業用の倉庫と思われるものが建っております。他の部分も既に埋め立てられて、その宅地として利用されているところなんですけれども、この倉庫を倒した上で分家住宅を建てたいという目的でありまして、親の家がその北側、道路を挟んで北側にありますので、これも周辺に農地はありませんので、特に問題はないかと思えます。それから山手でございますが、周辺は住宅地になっておりまして、特に西側が新興住宅のようになっております。それから、北とか東側には元々あった住宅地の間に残った農地を除外しようということで、この土地につきましても、西側と南側には農地はありますけれども、現状ではほぼ東西については住宅地に挟まれたところと言えるところで、おそらく、今後その進入路を北から入ってくるような位置関係になるんですが、この東側も、いずれは宅地になるのかなと思われるような位置関係になりますので、致し方ないと思われまます。山手の3番ですが、●●の南東の角にあたる場所です。東・西は住宅地に囲まれた中の、現在は宅地として利用されておりますけれども、将来的にはおそらく、この隣接の東側も全て宅地になってしまうのかなと思われるところで、この辺りまでの北寄りのところは、宅地として利用されても致し方ないところかなと。ただ、これ以上南には伸ばしたくないなという感じではあります。今回につきましては、仕方ないところかなと思えます。山手の4番ですが、この法人ですが、●●という会社ですけれども、ここを資材置場等として使いたいということですが、この地域、北・南についてはずっと農地が広がっているところなんです。この申請地のすぐ東については、古い住宅等があるんですけれども、ちょっとこれについては疑問があると感じております。というのは、この会社の現在の資材置場等は、道路を隔てた西側に許可をしたところで、今、資材置場として利用されております。申請によりまして、それが手狭になったので新たに購入をして、また新たに資材置場として利用したいということなんです、見た感じではそれほど置場が無くて困っているという風に見えませんが、併せて言えば先ほど言いましたように、この申請地の南北はずっと農地が連なって広がっておりますので、ここに新たに資材置場等は難しいかなと。これを許可すれば、隣接地が、徐々に農地が無くなっていく可能性があるんじゃないかなというところで、避けてほしいという気持ちを持っています。そういうところで、これについてはちょっと疑問があるなという感じを受けております。それから、清音の1番につきましては、農家住宅ということで除外をしたいということなんです、すぐに東側に両親の家があって、この南・北同じ長さが、宅地に全てなっております。それから、西側も南寄りの半分ぐらい、この申請地の半分ぐらいの長さで宅地がありまして、そこにちょうど挟まれたところ、現況で言えば作付地という状況なんですけれども、分家住宅ということで除外をすることで致し方ないところかなと思っております。これが全体

についての話ですが、先ほど言った山手の4番については、若干気がかりなところがあるというところでございます。

(農地担当) はい、ありがとうございます。ただいまの報告にございましたように、今回、除外申請がでております8件のうち、7件は除外について適当であると思われましたけれども、山手の4番につきましては、一団の農地を分断するような位置というのが見受けられまして、運営委員会といたしましては、領きかねるというような現況でございました。先程、7番委員からの報告にもございましたように、新たな一団の農地の一角の、しかもちょうど真ん中辺りということもありますので、そこを分断すると、これまた後に次へ次へと繋がっていくような発端にもなりかねませんので、この山手の4番につきましては、賛成しかねるというよう意見でございます。ただ今、今回の農振除外につきまして説明させていただきましたが、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。はい、茅原委員お願いいたします。

(茅原委員) 口頭の説明だけではちょっと分かりにくい部分が多くて、できればスライドでもプロジェクターでもいいんですけど、今後で結構なんで画像が見ればなと思います。今回の内容についてご意見というわけではないんですが、今後の参考としてこういう説明は口頭だけでなく、目に見える形を取っていただけたらありがたいなという意見です。

(農地担当) 事務局とも話したんですけども、確かに分かりづらいと思います。ただ、申請事由であったり、個人情報等もございますので、実際除外の申請が上がってきている農地の写真、地籍図等を、こういった整備計画変更の時には資料に付けさせていただくように今後させてもらえればと思っておりますので、そういう対応にさせていただければと思います。他に質問等ございませんでしょうか？ はい、お願いいたします。

(4番委員) この運営委員会であったこの図面を、皆さん方に配っておけば、スライドでなくても理解できるかな。これ、運営委員会だけ配って説明というのは非常に難しいですから、これを配ればですね、多分理解できると思うんで、本当に申し訳ありません。

(農地担当) 今後そう対応させていただきます。他に何かご意見ございませんでしょうか？特に意見がなければ、今回、この整備計画変更について8件出ておりますが、山手の4番につきましては、適当ではないという意見、他7件につきましては、適当であるという意見を農業委員会として、審議会の方に上げさせていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、農業委員会の意見としてただいまのように上げさせていただきます。

#### **【報告第24号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第24号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第24号 報告書について朗読】

**【報告第25号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第25号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第25号 報告書について朗読】

**【報告事項】**

(農地担当) 15ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が8件、5条関係が5件でございました。農振地域整備計画変更につきまして、8件ございましたが、7件は適当、1件は適当ではないと返答いたしました。以上で日程第3付議事件の審議を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後2時45分**